

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

配付先 → 審議官、総務主幹、総務総括、保全参事官

メ  
モ  
特に嚴重な取り扱いを要する

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 議事録

- 1 日 時：平成20年10月7日（火）1630～1651
- 2 場 所：官邸3階南会議室
- 3 案 件：秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について
- 4 出席者：出席者（実績）のとおり（別添1）
- 5 庶務資料：
  - 配席図（別添2）
  - 議事進行発言要旨（案）（別添3）
  - 漆間内閣官房副長官 発言要旨（案）（別添4）
- 6 配付資料：
  - 議事次第（別添5）
  - 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（要旨）（別添6）
  - 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（別添7）
  - 参考資料（3枚）（別添8）

7 概 要：

月橋審議官による司会の下、月橋審議官から本検討の経緯の説明がなされた後、作業グループの座長である河邊主幹から、報告書（別添7）に沿って「はじめに」、要旨（別添6）に沿って報告書の内容の説明がなされた。その後以下のとおり議論が行われた。会合の結びにおいて、月橋審議官から広報・マスコミ対応に関して、内調に一元化することとし、「我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方についての論点等について検討を行った」という応答を行う旨の説明がなされ、以下のとおり質疑応答があった。



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

以上

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合  
出席者（実績）

平成20年10月7日（火）1630～1651

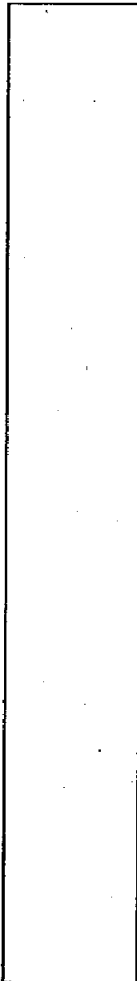
於：官邸3階南会議室

構成員	出席者氏名
内閣官房副長官（事務）	漆間 巖
内閣危機管理監	伊藤 哲朗
内閣情報官	三谷 秀史
内閣官房副長官補 （外政担当）	林 景一
内閣官房副長官補 （安全保障・危機管理担当）	柳澤 協二
警察庁警備局長	池田 克彦
公安調査庁次長	久保田 明広
外務省国際情報統括官	【代理】堀之内 秀久 （国際情報統括官組織参事官）
防衛省防衛政策局長	高見澤 將林
内閣官房内閣審議官	月橋 晴信

※ 林副長官補は所要により16時42分退室。

作業グループ座長 河邊主幹（内閣情報調査室）

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合 配席図  
(平成20年10月7日(火) 1630~1700 於:官邸3階南会議室)



警○ 警察庁警備局長

公調○ 公安調査庁次長

外○ 外務省国際情報統括官  
外○

防衛省防衛政策局長

内閣官房副長官補(安危) ○補  
○補

内閣危機管理監 ○危

内閣官房副長官 ○副  
○副

内閣官房副長官補(外政) ○補

内閣情報官

内閣参事官  
(内調)

内閣審議官  
(内調)

○ ○ ○  
調 調 調

出入口

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合  
議事進行発言要旨（案）

（平成20年10月7日（火）16：30～17：00 於：官邸3階南会議室）

ただいまから「第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合」を開催いたします。

本日の議題は、「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について」であります。

まず始めに、秘密保全法制の在り方に関する検討の経緯について一言申し上げます。

本件については、本年2月14日に内閣官房長官より、秘密保全に関する法制の整備について、内閣官房副長官を長とする本検討チームを置いて、真にふさわしい法制の在り方についての検討を開始するようとの指示がありました。

この指示を受け、本年4月22日に第1回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合が開催され、秘密保全法制をめぐる論点等について、関係省庁の課長級からなる作業グループにおいて徹底的な議論を行い、この検討チーム会合に中間報告を行うよう指示がありました。

本日は、その中間報告がまとまりましたので、お手元の報告書「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について」について、作業グループ座長の河邊内閣参事官が報告を致します。

（河邊主幹説明）

ただいまの報告について、御質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

（議論が尽くされた後）

ありがとうございました。

それでは、この内容でよろしければ、本報告書については了承をいただいたものとさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、秘密保全法制の制定に向けた取組を今後進めていくに際しては、これを基本的な考え方と致したいと存じます。

なお、今後の進め方につきましては、官邸の御指示を踏まえて対応してまいりたいと存じます。

その他、特に御発言がなければ、最後に、議長であります漆間内閣官房副長官から御挨拶をいただきたいと思います。それでは漆間副長官、よろしく願いいたします。

(漆間副長官挨拶)

ありがとうございました。

以上で第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合を終わらせていただきますが、広報・マスコミ対応について、事務的な連絡をさせていただきます。

本会合に関するマスコミ対応については、内閣情報調査室に一元化させていただきたいと存じます。

応答要領としては、「我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方に関する論点等について検討を行った」というラインで答えることとしておりますので、本件につき、マスコミ等から問い合わせがあった場合は、内閣情報調査室総務部の吉岡内閣参事官に連絡をとるよう、御配慮いただければ幸いです。

本日は、お忙しい中、第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合に御出席いただきありがとうございました。



漆間内閣官房副長官 発言要旨【締め括り】

（秘密保全法制の在り方に関する検討チーム（第二回））

本会合の閉会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

本検討チームは、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討するために設置されたものでありますが、その検討に当たっては、法制の必要性和実現可能性の両立に留意しながら行うことが求められるところであります。

本日の議題でありました作業グループの報告は、このような観点から、精力的に検討がなされ、取りまとめられたものと承知しております。

本日は、この報告について了承を致したところでありますが、今後、秘密保全法制の制定に向けた検討を更に進めていくに当たっては、引き続き皆様の御協力をいただくよう、よろしくお願いいたします。

第2回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合  
議事次第

(平成20年10月7日(火) 16:30~17:00 於:官邸3階南会議室)

- 1 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について  
(河邊内閣参事官(作業グループ座長))

- 2 議長挨拶(漆間内閣官房副長官)

## 秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について(要旨)

### 第1 秘密の範囲

秘密とすべき事項

[Redacted]

秘密の作成又は取得の主体

[Redacted]

### 第2 秘密の管理

秘密の指定

[Redacted]

秘密の伝達

[Redacted]

適格性確認(セキュリティクリアランス)制度

[Redacted]

### 第3 罰則及び司法手続

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

法定刑

[Redacted]

司法手続

[Redacted]

### 第4 法形式

[Redacted]

# 秘密保全法制の在り方に関する 基本的な考え方について

平成20年10月7日

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム  
作業グループ

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

- ① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙 1 参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 2 参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙 3 参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとすることが重要である。本作業グループは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

## 第 1 秘密の範囲

### 1 秘密とすべき事項

(1) 秘匿することによって守るべき利益

[Redacted text block]

(2) 秘匿の必要性の程度

[Redacted text block]

(3) 事項の限定列挙

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2 秘密の作成又は取得の主体に関する範囲

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]



[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

## 第2 秘密の管理

### 1 秘密の指定

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[REDACTED]

## 2 秘密の伝達

[REDACTED]

[Redacted text block]

3 人的管理

(1) 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) その他

[Redacted text block]

[Redacted text block]



[Redacted text block]

#### 4 その他の保全措置

[Redacted text block]

### 第3 罰則及び司法手続

#### 1 禁止行為

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]



[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

## 2 法定刑

[Redacted text block]

[Redacted text block]



[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

### 3 司法手続

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第4 法形式

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第5 基本的人権の尊重

[Redacted text block]

[Redacted]

## 第6 その他

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

### 最後に

以上、我が国における秘密保全法制について、その真にふさわしい在り方を検討してきたところであるが、先に取りまとめられた「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議）においても言及されているように、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するため、政府の情報機能の強化が求められている現状において、その前提となる情報保全の徹底を図ること、殊に、強い実効力を伴った秘密保全法制の整備については、今や現実の課題として着実にこれを推進していくべき段階にある。

本報告は、各論において更なる検討を要する課題もいくつか残してはいるが、今後は、本報告を踏まえ、秘密保全法制の整備に向けた更に具体的な取組を行っていくことが求められる。

## 外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい等について

1 近年においても、我が国においては、以下のとおり、外国情報機関等による情報収集活動が行われており、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている状況にある。このような状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

## ○ ボガチョンコフ事件

在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊内の秘密文書の写しと数十点の内部資料を提供していたもの（平成 12 年）。

## ○ シェルコノゴフ事件

在日ロシア通商代表部員が、現金 30 万円等の謝礼を対価に、会社社長（空自OB）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの（平成 14 年）。

## ○ 国防協会事件

在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの（平成 15 年）。

## ○ 上海総領事館員自殺事件

中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するウィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したものの（平成 16 年）。

## ○ サベリエフ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約 100 万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したものの（平成 17 年）。

## ○ ペツケビチ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したものの（平成 18 年）。

## ○ 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動

在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの(平成 20 年)。

- 2 1 のほか、外国情報機関等の情報収集活動によらない場合であっても、以下のように、国等の重要な秘密が漏えいした事案や、漏えいが懸念される状況があり、このような状況も踏まえれば、実効力を持った秘密保全法制の必要性は一層高い。

## &lt;情報漏えいがあった事例&gt;

## ○ イージス事案

海上自衛隊の 3 等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の 3 等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官 3 名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの(平成 19 年)。

## &lt;情報漏えいが懸念される例&gt;

- ファイル共有ソフトを利用している端末がウイルスに感染することにより、データが流出し、その内容がインターネット上で広く公開される事案が頻発しているところ、仮に、かかる端末に国の秘密であるデータが保存されていた場合には、これがウイルスに感染することにより、当該データファイルが流出し、広く公開されてしまうことが懸念される。
- 政府機関のインターネット端末に対して、ウイルスが添付された不審なメールが送りつけられる事案が頻発しているところであるが、その中には、ウイルスに感染すると、コンピュータ端末が乗っ取られ、端末内に保存されているファイルやデータ等の情報が窃取されてしまうおそれがあり、これにより端末内に保存されている国の秘密が窃取されることが懸念される。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保立法制による  
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、政府における情報機能の強化には、政府部内における情報共有の促進が不可欠であり、情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保立法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、情報収集・共有、事案対処への取組等を実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保立法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、秘密保全のための担保措置がより強化されるとともに、同基本方針に盛り込まれたような措置が秘密保立法制に規定されれば、より実効力が伴った措置をとることが可能となるなど、秘密保全のための一層強固な基盤の整備が図られる。

○ 「対外情報機能強化に向けて」（平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会）

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

○ 「国家の情報機能強化に関する提言」（平成 18 年6月自由民主党政務調査会 国家の情報機能強化に関する検討チーム）

4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

(1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準（クリアランス）の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。

(2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系（罰則規定を含む）の新設・整備等を行う。

(3) （略）



外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全法制による  
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、国の安全を守るためには、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図る必要があるが、そのためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、上記法的基盤が未整備のままである場合、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年 9 月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 「『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書」(平成 16 年 10 月安全保障と防衛力に関する懇談会)

第2部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。

秘密保全法制の対象とすべき秘密に該当し得る  
ものとして考えられる具体的な事項の例

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

別紙 5

秘密の内容	<p>○艦船、航空機、防衛施設、海軍工廠、海軍基地、潜水艦基地、燃料補給所、要塞、砲台、魚雷発射場、造船所、運河、鉄道、兵器庫、野営地、工場、鉱業場、電信・電話・無線・信号局、建築物、事務所、研究所又は調査基地等の国防に関連する場所であつて、米国の所有し、建設し、若しくは建設中であり、米国の官吏若しくは省庁が管理し、又は米国の排他的管轄区域内に所在するもの</p> <p>○艦船、航空機、兵器、弾薬等の戦時用の物資又は機器が米国のために製造、作成、修理、保管又は研究開発されている場所であつて、米国の省庁又は米国を代表する者との契約等の下にあるもの</p> <p>○陸海空軍が使用するものの作成、建造又は保管がなされ、その関連情報が国防を損ない得ると大統領が判断し、大統領が宣言により指定する禁止場所</p>	<p>○国防に関するあらゆるものの略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、文書、書面又は記録</p>
漏えい		
過失犯		
探知収集	<p>・米国の不利をもたらす、又は外国を有利にし得る意思を有し、又は信じる立場(以下「加害・利敵意図」という。)で、国防に関する情報の入手を目的として、接近、立入り、上空の飛行又はその他の方法による情報の入手</p> <p><b>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</b></p>	<p>・加害・利敵意図で、国防に関する情報の入手を目的として、複写、作成、製作若しくは入手又はこれらの企図</p> <p><b>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</b></p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(a)	合衆国法典第18編第37章第793条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○国防に関するあらゆるものの文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p>	<p>①国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置又は記録</p> <p>②国防に関する情報であつて、米国の不利をもたらす、又は外国を有利にし得るよう使用され得るものであると所有者が信じる立場になるもの</p>
漏えい		<p>①合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による</p> <p>・無権限者への教授、引渡し、伝達、若しくは伝達させること又はこれらの未遂</p> <p>・権限ある官吏又は職員の要請に対し、故意に保持し、引き渡さないこと</p> <p>②無許可で所有・利用・管理をしている者による</p> <p>・無権限者への教授、引渡し、伝達、若しくは伝達させること又はこれらの未遂</p> <p>・故意に保持し、権限ある官吏又は職員に引き渡さないこと</p> <p><b>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</b></p>
過失犯		
探知収集	<p>・違法に入手、作成、製作等されるものと認識し、又は認識できる立場で、国防に関する情報の入手を目的として、受領若しくは入手又はこれらの合意若しくは計画</p> <p><b>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</b></p>	
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(c)	合衆国法典第18編第37章第793条(d)(e)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、機器、装置、記録又は情報	○国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、略図、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、記録、機器、装置又は情報
漏えい		・加害・利敵意図で、外国政府、外国勢力若しくは外国軍又はそれらの代表者、管理、代理人、職員、兵士若しくは市民に対し、直接間接に、教授、引渡し若しくは伝達又はこれらの未遂を行うこと 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】 死刑は、陪審員団又は陪審員団が設置されていない場合は裁判所が、 ①犯罪の結果、米国の諜報員の身分が外国に知れたためその命が奪われた ②犯罪が、核兵器、軍事宇宙船・衛星、早期警戒システム等の大規模攻撃に対する防衛又は反撃の手段、戦争計画、通信諜報・暗号解読情報その他の主要兵器システム又は主要防衛戦略要素に直接関わる と認められた場合に限り。
過失犯	合法的な所有・利用・管理・受託をしている者による、重過失での保管場所からの不法な移動、他人への引渡し、紛失、盗用、窃取若しくは破壊又はこれらの報告懈怠 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】	
探知収集		
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(f)	合衆国法典第18編第37章第794条(a)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	①軍隊、艦船、航空機又は軍需物資の移動、数量、内容、状態又は性質 ②軍事作戦又は軍事行動の計画若しくは実施又はそれらの案 ③防衛力強化に向け、又は関連して行われる作業又は措置に関連するなど、敵側の役に立ち得る国防に関する情報	極めて重要な軍事施設又は設備であって、国防上の必要からその情報を保護すべきものとして大統領が指定したもの
漏えい	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場で、出版若しくは伝達をし、又は発覚させようとする事 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】	
過失犯		
探知収集	・戦時において、敵に伝達される意図を有し、又は伝達されると信じる立場で、収集又は記録 【死刑又は無期若しくは不定期の自由刑】	
その他		・司令官等の許可を得て写真、略図、画像、図面、地図又は図表を作成したものの、司令官等に提出してその検閲等の必要な措置を受けないこと ・写真、略図、画像、図面、地図又は図表を作成する目的で、航空機又は飛行装置を使用し、又はこれらを使用させたこと ・軍当局の検閲済みの表示のない写真、略図、画像、図面、地図又は図表の大統領による指定の30日経過以降における無許可による複製、出版、販売又は寄贈 【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(b)	合衆国法典第18編第37章第795条～第797条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘密の内容	<p>①米国又は外国政府の、 ・コード、暗号又は暗号解読装置の性格、作成又は使用 ・暗号解読用又は通信諜報用の装置、器具又は器械の設計、建造、仕様、保守又は修理 ・通信諜報活動 に関する秘密</p> <p>②外国政府の通信活動から通信諜報手段により入手された秘密 (「秘密」とは、米国政府機関が、国家安全保障を理由に、その普及や流通を制限又は禁止するよう特に指定した情報をいう。)</p>	<p>①防衛上又は外交上の理由から権限なき開示に対して保護すべきものとして大統領命令又は制定法に従い米国政府によって指定された情報</p> <p>②原子力エネルギー法第11条第y項に規定する情報 (②の情報とは、核兵器の設計、製造若しくは使用、特別な核物質の生産又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータのうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。)</p>
漏えい	<p>・米国の安全と利益を損い、又は米国に害をもたらし外国政府の利益となる目的で、無権限者への教授、提供、伝達等により、その使用に供したこと 【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>米国に害をもたらし、又は外国に有利とする目的で、故意にコンピュータに権限なく又は権限の範囲を超えてアクセスして、無権限者に対し、故意に通信し、配信し、若しくは伝達し、若しくは故意にこれらがなされるようにし、若しくはこれらを試みようとし、又はこれらを故意に保持し、これらを受領する権限を有する米国の官吏又は職員に対し、伝達しないこと 【罰金若しくは10年(再犯の場合は20年)以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第37章第798条	合衆国法典第18編第47章第1030条(a)(1)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘密の内容	<p>○職務、地位又は契約により所持するに至った米国の秘密情報を含む文書又は資料 (「米国の秘密情報」とは、防衛上の観点から、権限のない開示から保護するために、政府によって作成され、支配され、又は保持されている防衛又は外交に関する情報であって、法又は大統領命令に基づき指定されたものをいう。)</p>	<p>○原子力委員会によって指定された秘密情報を含む文書、書面、スケッチ、写真、計画、モデル、道具、道具、機器、ノート又は情報</p>
漏えい	<p>米国の公務員、雇用者、契約下にある者又はコンサルタントが、権限なく、かつ、当該文書又は資料を許可されていない場所に置く目的で、当該文書又は資料の故意の持出し(議会への提供のために行うものを除く) 【罰金若しくは1年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	<p>・合法又は非合法に所持、アクセス、管理、又は受託をしている者が、米国に害を及ぼし、又は外国を有利にする目的で、伝達、送信若しくは開示をし、これらを試み、又はこれらを企てること 【不定期の自由刑若しくは10万ドル以下の罰金又はこれらの併科】 ・上記の者の上記の行為につき、米国に害を及ぼし、又は外国を有利にするものと信じる立場にある場合 【10年以下の自由刑もしくは5万ドル以下の罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	合衆国法典第18編第93章第1924条	合衆国法典第42編第23章第2274条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

取扱注意

秘 密 の 内 容	○秘密エージェントを特定するあらゆる情報	○米国の安全保障に影響を与えるものとして、大統領又は大統領の承認を得た行政機関の長又は企業の長によって秘密指定された情報
漏 え い	<p>・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限があり、又はあった者が、当該情報が秘密エージェントを特定するものであることを知り、かつ、当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りながら、無権限者に故意に開示すること</p> <p>【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・秘密情報にアクセスする権限がある者が、当該情報が秘密エージェントを特定するものであることを知り、かつ、当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りながら、当該アクセス権限によって秘密エージェントの正体を知り、かつ、故意に当該エージェントを特定する情報を無権限者に開示すること</p> <p>【5年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・当該情報が秘密エージェントを特定するものであることを知り、かつ、当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘密にするために米国が特別の基準を設けていることを知りつつ、秘密エージェントを特定し暴露するための活動の中で、当該活動が米国の対外情報活動を害し、又は妨害するものであると信じる立場にありながら、秘密エージェントの正体を知り、かつ、故意に当該エージェントを特定する情報を無権限者に開示すること</p> <p>【3年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・政府若しくは行政機関の公務員若しくは雇用者又は政府がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは雇用者が、大統領又は行政機関若しくは企業の長によって特別な権限が付与されていないにもかかわらず、当該情報が秘密指定されたものであることを知り、又は知る立場にありながら、外国政府のエージェント又は代表者に対し、当該者がそのような者であることを知り、又は知る立場にありながら、何らかの手段又は方法で伝達すること</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名譽、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
過 失 犯		
探 知 収 集		<p>・外国政府のエージェント又は代表者が、当該情報を保管管理する行政機関又は企業の長から特別な伝達権限を得ていないにもかかわらず、米国若しくは行政機関の公務員若しくは雇用者又は米国がすべて若しくはほとんどを所有している企業の職員若しくは雇用者から、直接又は間接に、入手若しくは受領し、又はこれらをしようとする</p> <p>【1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科及び事務所を所有する資格又は米国の憲法若しくは法令に基づく名譽、利益若しくは信用を有する立場の剥奪】</p>
そ の 他		
根 拠	合衆国法典第50編第15章第421条(a)~(c)	合衆国法典第50編第23章第783条(a)(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(米国)

秘 密 の 内 容	○公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項	<p>①公式の外交コード又は当該コードのために用意され、若しくは用意されたものであるとされている事項</p> <p>②外国政府と米国の外交部局との通信過程において得られた事項</p>
漏 え い		<p>・政府の雇用者が、許可又は正当な権限なく、故意に、公表し、又は他者に提供すること</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>
過 失 犯		
探 知 収 集	<p>政府の雇用者が、その地位により、入手し、保管し、若しくは保管していたことがあり、又はアクセスすること</p> <p>【罰金若しくは10年以下の自由刑又はこれらの併科】</p>	
そ の 他		
根 拠	合衆国法典第18編第45章第952条	合衆国法典第18編第45章第952条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○禁止区域</p> <p>①国が所有する、防衛施設、兵器保管所、工場、基地、ドック、駐屯地、艦船、電信若しくは信号の基地又は庁舎及び国が所有する、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類の建設、改修、製造若しくは保管をする他の場所</p> <p>②国が所有しないが、艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材若しくはこれらに関連する計画書若しくは書類が、契約に基づき作成、改修、取得、若しくは保管されている場所</p> <p>③国が所有する場所であって、その情報が重要なものであり、又は損害を与えられた場合には敵に有利なるものとして、内務長官の命令により随時禁止区域として公表された場所</p> <p>④国が所有する、線路、道路、水路その他の水陸の移動手段(これらの一部又はこれらと接続されている建造物又は構造物を含む)、ガス、水道、電力施設その他の公共施設のために使用される場所又は艦船、兵器その他の物資若しくは戦時に使用される資材その他これらに関連する計画書若しくは文書が作成、改修若しくは保管されている場所であって、その情報が重要なものであり、又は破壊、妨害若しくは干渉された場合には敵に有利なるものとして、内務長官の命令により随時禁止区域として公表された場所</p>
漏えい	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的を有し、直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図して、見取図、平面図、模型、記事、メモその他の書類又は情報を第三者に伝達すること</p> <p>【3年以上7年以下の自由刑】</p>
過失犯	
探知収集	<p>・国の治安又は権益を脅かす目的で、接近、侵入若しくはその付近で居住すること</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的を有し、直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図して、見取図、平面図、模型又は概略図を作成すること</p> <p>・国の治安又は権益を脅かす目的を有し、直接又は間接に敵に有用となるものであり、又は有用となることを意図して、見取図、平面図、模型、記事、目もその他の書類又は情報を取得すること</p> <p>【3年以上7年以下の自由刑】</p>
その他	
根拠	1911年公務秘密法第1条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○防諜又はインテリジェンスの機関の構成員としての地位に基づき、又は本規定が適用される者である旨の通知が有効であった若しくは有効である間に職務を通じて保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○防諜及びインテリジェンスの機関の構成員としての地位以外の地位に基づき保有しており、又は保有していた防諜又はインテリジェンスに関する情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・防諜又はインテリジェンスの機関の構成員であり、若しくはあった者又は本規定が適用される旨の通知を受け、若しくは受けた者が、適法な権限なく開示すること</p> <p>(「通知」は、対象者の業務が防諜又はインテリジェンスに関わるものあって、国家安全保障の利害の観点から本規定の対象とすべきと大臣が判断する場合に、大臣の書面によってなされる。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく、害を及ぼす開示をすること</p> <p>(「害を及ぼす開示」とは、</p> <p>①防諜若しくはインテリジェンスの業務又はこれらの一部に害を与えるもの</p> <p>②権限のない開示がなされた場合には①の害が生じるおそれがあるもの又は①の害と同様の事態が生じるおそれがある種別又は内容の情報に係るものをいう。)</p> <p>【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第1条(1)	1989年公務秘密法第1条(3)



諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と雇用関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた防衛に関する情報、文書その他の物 (「防衛」とは、 ①国軍の規模、形態、組織、後方支援、部隊編成、戦略的配置、作戦行動、戦闘能力及び訓練 ②国軍の武器、備品その他の装備、これらの装備の発明、開発、生産及び操作並びにこれらの装備に関する調査研究 ③防衛に関する政策及び戦略並びに軍事に関する計画及びインテリジェンス ④戦時に不可欠となる支給及び供給を維持するための計画及び方をいう。)</p>	<p>○公務員又は政府と雇用関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国又は国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく、害を及ぼす開示をすること (「害を及ぼす開示」とは、 ①軍の任務を遂行するための軍事力又はその一部に害を及ぼし、軍の構成員の生命を失い、若しくは身体に危険を及ぼし、又は軍の施設又は装備に重大な損害を及ぼすもの ②①のほか、海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ③権限のない開示がなされた場合には①又は②のような影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく、害を及ぼす開示をすること (「害を及ぼす開示」とは、 ①海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増進若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英国国民の安全に害を及ぼすもの ②権限のない開示がなされた場合には①の影響が生じるおそれがあるものをいう。) 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第2条(1)	1989年公務秘密法第3条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(イギリス)

秘密の内容	<p>○公務員又は政府と雇用関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①犯罪の実行という結果を生じさせるもの ②脱獄又は法に基づき拘束されている者の拘束の害となるその他の行為を容易にするもの ③犯罪の予防若しくは発覚又は容疑者の逮捕若しくは訴追の妨げとなるもの ④権限なき開示により①～③の影響が生ずるおそれがあるものに関する情報、文書その他の物</p>	<p>○公務員又は政府と雇用関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた ①1985年の通信傍受法第2条に基づく令状に従って行われる通信傍受により得られる情報、通信傍受により情報を入手することに関する情報又はかかる通信傍受のために使用され、通信傍受に使用するために保管され、若しくは通信傍受により得られた文書その他の物 ②1989年のセキュリティ・サービス法第3条に基づく令状によって授権された行為により得られる情報、かかる行為により情報を入手することに関する情報又はかかる行為のために使用され、かかる行為に使用するために保管され、若しくはかかる行為によって得られた情報国際関係に関する情報、文書その他の物又は英国以外の国又は国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物</p>
漏えい	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく開示をすること 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・公務員又は政府と雇用関係にある者又はこれらであった者が、適法な権限なく開示をすること 【2年(略式即決裁判の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
過失犯		
探知収集		
その他		
根拠	1989年公務秘密法第4条(1)(2)	1989年公務秘密法第5条(3)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

取扱注意

秘密の内容	○国家秘密 (「国家秘密」とは、ドイツ連邦共和国の対外的安全に重大な不利益となる危険を回避するために限られた範囲の者しか取り扱うことができず、外国の権力に対して秘密を保持しなければならない事実、物又は知識をいう。自由民主主義の基本秩序に違反する事実又は相手国に対して秘密とすべきであるが国家間の軍備削減約束に違反する事実は、国家秘密ではない。)
漏えい	①外国権力若しくはその仲介者に教示すること ②ドイツ連邦共和国を不利にし、又は外国権力を支援するために、無権限者に提供し、又は公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険をもたらすこと 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているが国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項に該当するものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】
探知収集	・上記漏えいをするために入手すること 【1年以上10年以下の自由刑】
その他	①外国の権力のために国家秘密の入手又は伝達のための活動を行うこと ②外国の権力又はその仲介者に対して①の活動を行う用意があることを告げること (第94条又は第96条(1)に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合をいう。)
根拠	刑法第94条、第96条(1)、第97条B、第98条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密
漏えい	・無権限者に提供し、又は公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険をもたらすこと (第94条が適用される場合を除く) 【6月以上5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・無権限者に提供し、又は公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険を不注意にもたらすこと 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているが国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項に該当するものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】(再掲)
探知収集	・上記漏えいをするために入手すること 【6月以上5年以下の自由刑】
その他	
根拠	刑法第95条、第96条(2)、第97条(1)、第97条B

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	①政府の行政機関又はその命令により保護されている国家秘密 ②公務上、職務権限又は行政機関により付与された権限により入手可能な国家秘密	○自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているが国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項
漏えい		・外国権力又はその仲介者に教示することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険をもたらすこと 【1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑】 (「特に重大なケース」とは、通常、犯人が、 ①国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合 ②その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)
過失犯	・軽率に無権限者に提供することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって重大な不利益となる危険を不注意にもたらすこと 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・当該国家秘密が、自由民主主義の基本秩序に違反し、又は相手国に秘密とされているが国家間の軍備削減約束に違反するために国家秘密には該当しない事項に該当するものと認識し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、 ①当該誤解が行為者の責めに帰する場合 ②違反した秘密であることに抵抗感を持って行動しない場合 ③当該行為が状況に照らし適切なものではない場合 【各条に規定する罰則】(再掲)	
探知収集		・外国権力又はその仲介者に教示するために入手すること 【1年以上10年以下の自由刑】
その他		
根拠	刑法第97条(2)、第97条B	刑法第97条A

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(ドイツ)

秘密の内容	○事実、物又は知識	
漏えい		
過失犯		
探知収集	①外国権力の情報機関に事実、物又は知識を伝達又は供給するため、ドイツ連邦共和国に対して情報活動を行うこと ②外国権力の情報機関又はその仲介者に対して①の活動を行う用意があることを告げること (第94条、第96条(1)と第94条の双方、第96条(1)、第97条A若しくは第97条B又は第96条に該当する場合を除く) 【5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑又は罰金】 (「特に重大なケース」とは、通常、 ①政府の行政機関又はその命令により秘密が守られている事実、物又は知識を犯人が伝達又は供給する場合 ②犯人が、国家秘密の保持を特に義務づけられる責任ある立場を濫用する場合②犯人が、その行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的安全にとって特に重大な不利益となる危険をもたらす場合をいう。)	
その他		
根拠	刑法第99条	

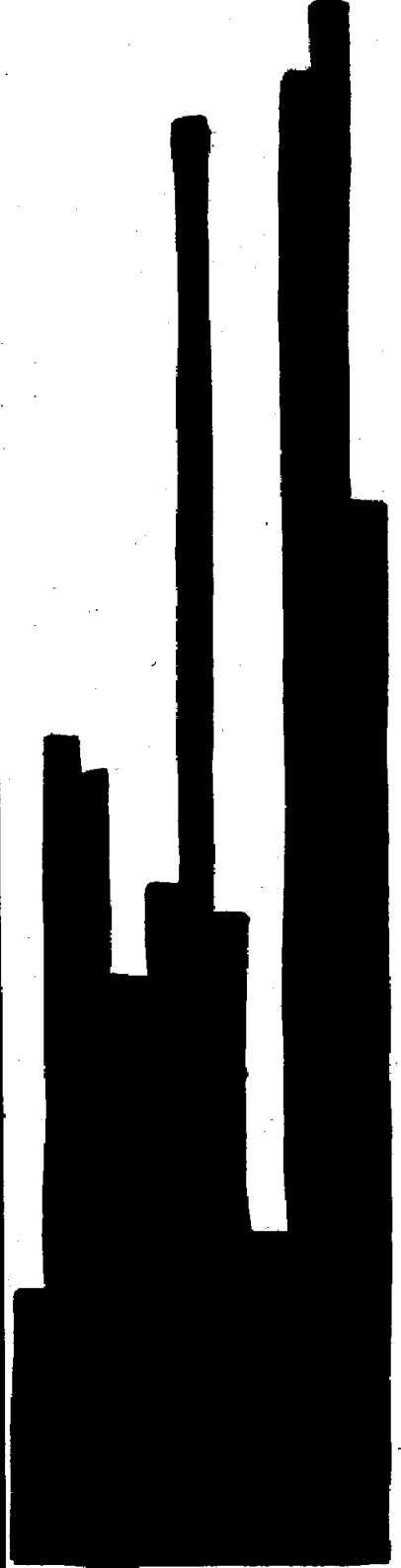
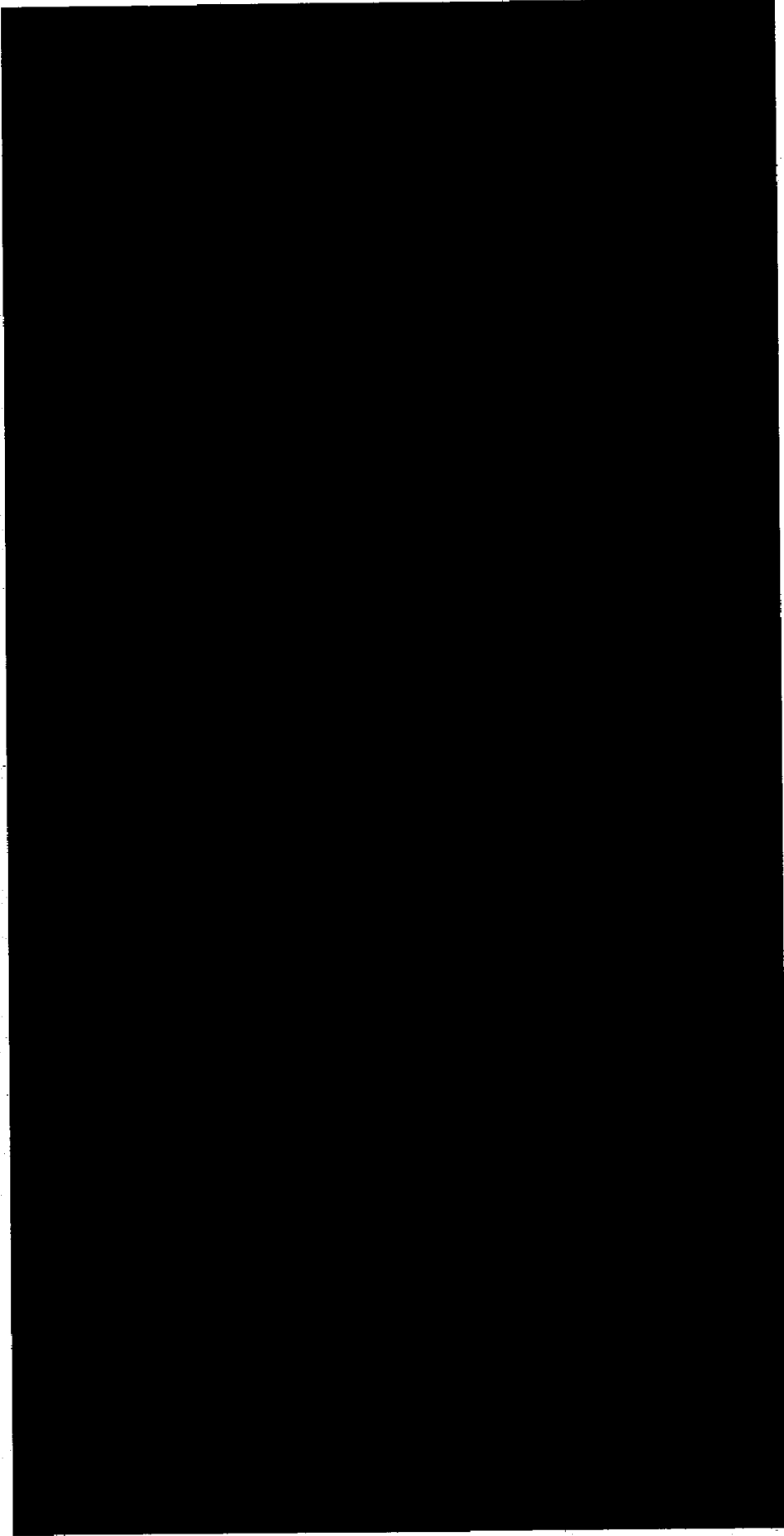
諸外国の秘密保全に関する法制における罰則(フランス)

取扱注意

秘密の内容	<p>○その利用若しくは漏えい又はその双方が国民の基本的利益を害する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル                  (「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の完全性、国の安全性、共和制、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境及びその背景、国の科学力と経済力の重要な諸要素との調和並びに文化的遺産をいう。)</p>	<p>○国防上の秘密の性質を有する情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイル                  (「国防上の秘密の性質を有するもの」とは、その拡散を制限するために保護の対象となる国防に關係のある情報、プロセス、事物、文書、コンピュータ・データ又はファイルをいう。)</p>
漏えい	<p>・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡すこと  <b>【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】</b>                  ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的の活動を行うこと  <b>【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】</b></p>	<p>・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者が、公衆又は知る資格のない者に知らせ、又はこれを企てること  <b>【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】</b></p>
過失犯		<p>・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者が、不用意又は不注意により、破壊、横領、詐取又は複製をし、又はさせること  <b>【3年の禁固刑及び4万5千ユーロの罰金】</b></p>
探知収業	<p>・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人にアクセスを可能にすること  <b>【15年の禁固刑及び22万5千ユーロの罰金】</b>                  ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人に引き渡す目的で、収集又は結集すること                  ・外国の勢力、企業若しくは組織、外国の管理下にある企業若しくは組織又はその代理人のために取得する目的の活動を行うこと  <b>【10年の禁固刑及び15万ユーロの罰金】</b></p>	<p>・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者が、公衆又は知る資格のない者に知らしめる目的で、破壊、横領、詐取又は複製をし、又はこれらを行わせ、又はこれらを行わせること  <b>【7年の禁固刑及び10万ユーロの罰金】</b>                  ・国又は専門業者を問わず、暫定的又は常任の職務又は任務のために保管する者以外の者が、占有をし、又は方法の如何を問わず、破壊、詐取若しくは複製をし、又はこれらを行わせること  <b>【5年の禁固刑及び7万5千ユーロの罰金】</b></p>
その他	<p>①フランスと欧州の1若しくは複数の国又は1の国際機関との間で結ばれ正式に承認され公開された秘密情報の保護に関する安全保障協定により秘密扱いとされた情報の交換                  ②フランスと欧州連合の機関又は組織との間で交換され、欧州連合の官報により公開の対象となる安全保障規則によって秘密扱いとされる情報の交換                  についても、上記各罰則は適用される</p>	
根拠	<p>刑法第411条第6項～第8項、第414条第9項</p>	<p>刑法第413条第10項～第12項、第414条第9項</p>

現行国内法制との秘密の範囲についての対比表

取扱注意



機密性2情報・関係者限り

現行国内法制の罰則との対比表

取扱注意



機密性2情報・関係者限り

取扱注意

## 外国法制における主な罰則との対比表

